

千葉市条例第 号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

議員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。